

令和6年12月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年12月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 ただいまより12月総会を開催いたします。開催に当たり、報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 早速ではございますが、12月の農業委員会総会を始めたいと思います。  
それでは、第1号議案から入ります。農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの審議番号8番までの8件です。  
3ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号9番から5ページ、審議番号20番までの12件です。  
6ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、東部地域、審議番号21番から審議番号22番までの2件です。  
西部地域、審議番号23番の1件です。なお、審議番号1番の案件につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号に該当しており、譲受人が法人であって、その権利を取得しようとする農地における耕作が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究または農事指導のために行われると認められる場合は、不許可の例外として、農地所有適格法人でなくとも、農地を取得できるとされており、この案件では、株式会社\*\*\*\*が種苗の安全性、安定性及び病虫害等対策を行う、試験研究の事業として取得するものです。  
以上、審議番号1番から審議番号23番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していること報告いたします。  
ここで、株式会社\*\*\*\*の案件につきましては、特殊事由による取得ということで、もう少し詳しく説明いたしたいと思います。  
株式会社\*\*\*\*は、\*\*\*\*の100%子会社となっております。先ほど説明がありましたとおり、主に育苗とか発芽率の試験研究であるとか、新品種のかけ合わせし

たものの成長の度合いを調査研究して、いい苗を全国に販売するというような目的で設置をされております。ここにつきましては、おおむね1年ぐらいかかったところなのですが、ここがもともと遊休農地でございましたので、そこを今後どうするかというようなところで、ヒアリングの時も、何回か協議を重ねてきたところでは。

また、この取得後につきましては、パイプハウスを4棟ほど新設して、主に新品種のトマトの種子の発芽率、発芽性の調査、それから新規資材、育苗トレーとか、そういった利便性の比較、これをするためのパイプハウスを設置したいということでございました。

雇用状況ですけれども、全体的には、常時雇用は7名分ですけれども、そのうち2名が地元雇用。パート雇用が地元、主にブドウ栽培をされている方達です。農閑期にパート4名を現在雇っておられます。今後につきましては、取得後は、常時雇用をプラス1名地元雇用で採用して、パートをプラス2名したいという計画で、地域農業の振興に資するというような点で非常に期待をしているところです。

以上でございます。

**議長** ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。  
なお、本議案の審議番号2番、15番、及び18番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より、報告をお願いします。それでは、報告をお願いします。

**委員** では、審議番号2番の案件につきまして、11月21日に、申請人の\*\*\*氏と、\*\*\*副会長、私、\*\*、\*\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の\*\*\*氏は、今回、田主丸町竹野の農地を売買で取得するとともに、利用権の設定も行い、耕作面積を7.2haまで拡大し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は55歳です。申請人は、今回の申請地から車で30分のところに自宅があります。農作業は、申請人本人のみで行うとのこと。

営農計画は、水稻を作付する計画となっております。\*\*氏の農業経験は、田主丸町竹野校区において営農をしている農家とともに、令和元年から稲作や柑橘類を作付けされています。農機具については、田植え機、耕うん機、トラクター、軽トラック、コンバインを所有しております。

収穫物は、インターネットを活用した直販や米穀量販店への卸し、また、JAへの出荷を予定しております。ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍が見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、12月2日の東部審査会へ報告を行い、問題ないと判断されています。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委員** 審議番号15番の案件につきまして、11月22日に申請人\*\*\*\*氏と私、\*\*と\*\*農業委員、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、安武町住吉の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は53歳です。申請人は、今回の申請地から車で20分のところに自宅があります。農作業は、申請人本人のみで行うとのことです。営農計画は、野菜、果樹を作付けする計画となっております。\*\*氏の農業経験は、親族が朝倉市に農地を1万4,957㎡所有しており、その内682㎡の畑で野菜を8年ほど耕作されております。農機具につきましては、管理機を所有されており、トラクターを導入予定となっております。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、12月3日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委員** 引き続き、審議番号18番の案件につきまして、11月21日、申請人\*\*\*\*氏と私、\*\*と、\*\*\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので、報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、城島町檜津の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は70歳です。申請人は、今回の申請地のすぐ隣が自宅となっております。農作業は、申請人本人と夫で行うとのことです。営農計画は、ネギ、ジャガイモを作付けする計画となっております。\*\*氏の農業経験は、申請地の北側宅地部分で家庭菜園を3年ほどされており、申請地と合わせて管理される予定です。農機具につきましては、耕うん機、くわ、スコップを所有しております。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、このヒアリング結果につきましては、12月3日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

**議 長** ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようでございますので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、第2号議案は、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号5番と関連がある案件でございますので、第3号議案と一括して議題といたします。それでは、第2号議案、農地転用計画変更承認申請について及び第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 7ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域1番、1件です。

1番、申請地、荒木町白口、田、8筆、計3,590㎡。

申請理由、転用面積を変更するものです。変更内容は、転用面積を3,590㎡から3,595㎡に変更するものです。こちらにつきましては、令和6年5月17日付にて、5条許可がなされたものです。地図ナンバーは1、第3号議案、5番と関連案件と

なります。

8ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、善導寺町飯田、田、4筆、計2,981㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑、1筆、687㎡。

申請理由、申請地を取得して、育苗施設の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町金島、田、1筆、328㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いします。

西部地域4番から10ページ、9番までの6件です。

4番、申請地、荒木町白口、田、1筆、675㎡。

申請理由、申請地を取得して、農家住宅を建築するものです。

5番、申請地、荒木町白口、田、9筆、計3,595㎡。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅（14戸）を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。農地法第4条による同時許可申請で、第2号議案、1番と関連案件となります。

6番、申請地、高良内町、田、1筆、1,140㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（5区画）として利用するものです。

10ページをお願いします。

7番、申請地、東合川九丁目、畑、1筆、2,094㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

8番、申請地、城島町江上、田、2筆、計923㎡。

申請理由、申請地を取得して、運動場及び広場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、城島町原中牟田、田、3筆、計535㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、分家住宅兼事務所を建築するものです。

なお、審議番号5番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をよろしくお願いします。

**委 員** 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。なお、申請人のグループ会社である運送業の会社へ露天駐車場として貸す計画です。

申請地は、耳納市民センターから西へ約30mのところに位置します。

農地区分については、第2種農地と第3種農地が混在しておりまして、東側の道路に面した農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域内であって、500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。

東側の道路に面していない農地につきましては、JR善導寺駅からおおむね500mの区域内にある農地であるので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、東側及び北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設のL型コンクリート壁、既設のコンクリートブロック、既設の石積みとコンクリートブロック、及び法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、育苗施設の敷地として拡張するものです。申請地は、水縄小学校から東へ約300mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管に接続します。被害



防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄金島駅から南西へ約950mのところの位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、既設の擁壁、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上3件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 委員

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、農家住宅を建築するものです。申請地は、津福小学校から南へ約500mのところの位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、建売住宅（14戸）を建築するものですが、既に敷地造成に着手しているため、始末書付きの申請となっています。申請地は、JR荒木駅から北西へ約670mのところの位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用の目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、新設される道路側溝から西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されてい

る市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（5区画）として利用するものです。申請地は、高良内小学校から西へ約240mのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と小学校がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を經由して、東側及び西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側及び西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。申請地は、久留米記念病院から東へ約260mのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、運動場及び広場として利用するものです。申請地は、江上小学校から東へ約400mのところに位置します。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施行の区域内にある農地で、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が公益性が高いと認められる事業で、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜桝を經由して、南側水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、分家住宅兼事務所を建築するものです。申請地は、城島総合支所から南西へ約840mのところに位置します。農地区分につきましては、城島総合支所から900m以内、宅地化率40%以上の区域内にある農地でありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝及び排水管を經由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽及び排水管を經由して、北の水路へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設

置して、土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようございますので、質疑を終了いたしまして、採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第2号議案と第3号議案に分けて採決をいたします。まず、第2号議案に賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、第3号議案の審議番号5番は許可相当として、県農業会議へ意見聴取いたします。続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。  
第4号議案、非農地証明について。  
非農地証明願が提出されたので付議いたします。  
東部地域1番、1件です。

1番、申請地、北野町高良、畑、1筆、13㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは11番です。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。第4号議案につきまして、賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番の1件です。

1番、申請人、城島町江上本、\*\*\*\*、経営面積39万4,611.88㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、第5号議案について採決をいたします。第5号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。なお、審議番号5番は、議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員が譲受人の父親であり、同居の親族に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当をいたします。よって、第6号議案は先に審議番号5番を審議し、次に審議番号5番を除く全ての議案を審議いたします。それでは、第6号議案の審議番号5番を議題といたします。議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員の退席を求めます。それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。第1区、5番の1件です。5番、所在地、小森野六丁目、田、1,992㎡、推進機構からの買入れとなります。以上、審議番号5番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は

ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまから採決をいたします。  
第6号議案、審議番号5番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案、審議番号5番は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。  
審議番号5番の審議が終了いたしましたので、議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員の出席を求めます。  
\*\*委員へ報告をいたします。審議番号5番は可決されました。  
続きまして、審議番号5番を除く第6号議案を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。  
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。  
第1区、1番から5番を除く6番までの5件です。  
1番、所在地、荒木町荒木、田、3,201㎡、推進機構への売渡しとなります。  
2番、所在地、荒木町白口、田、2筆、計1,459㎡、推進機構への売渡しとなります。  
3番、所在地、大橋町常持、田、1,896㎡、推進機構からの買入れとなります。  
4番、所在地、草野町吉木、畑、3筆、計4,915㎡、推進機構からの買入れとなります。  
6番、所在地、大善寺町夜明、田、4,607㎡、推進機構からの買入れとなります。  
14ページをお願いいたします。  
第2区、7番、8番の2件です。  
7番、所在地、田主丸町以真惠及び田主丸町菅原、田、3筆、計4,818㎡、推進機

構からの買入れとなります。

8番、所在地、田主丸町竹野、田、2筆、計2,409㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、9番の1件です。

9番、所在地、北野町陣屋、田、3,745㎡、推進機構からの買入れとなります。

第4区、10番から15ページ12番までの3件です。

10番、所在地、城島町檜津、田、2筆、計3,277㎡、推進機構からの買入れとなります。

11番、所在地、城島町江上本、田、2,623㎡、推進機構への売渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

12番、所在地、城島町四郎丸、田、2筆、計4,420㎡、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から、5番を除く12番までの11件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。  
審議番号5番を除く第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号5番を除く第6号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。

引き続きまして、報告事項に入りたいと思います。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略をいたします。ただいまから質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようでございますので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なしの声」

**議 長** ご異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。6番、川津富夫委員、19番、林田高夫委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。